



# 鳥取県公報

平成18年6月6日(火)  
第7793号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (394) (中部総合事務所福祉保健局) .....	1
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (395) (西部総合事務所福祉保健局) .....	1
	土地改良区の定款の変更の認可 (396) (耕地課) .....	2
	土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (397) (＃) .....	2
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (26) .....	2
公 告	調理師試験の実施 (食の安全・くらしの安心推進課) .....	3
	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定 (産業開発課) .....	4

## 告 示

### 鳥取県告示第394号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月6日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 居宅介護事業所	東伯郡北栄町瀬戸36-2	居宅介護、 外出介護	平成18年4月1日

### 鳥取県告示第395号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月6日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人こ うほうえん	米子市両三柳 1400	なんぷ幸福苑	米子市石井1238	外出介護	平成18年6月1日

**鳥取県告示第396号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、庄内土地改良区の定款の変更を平成18年5月31日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年6月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第397号**

三朝町が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業三朝地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成18年6月6日から同月26日まで

## 3 縦覧に供する場所

三朝町役場

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第26号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区（市町村の合併に伴う鳥取県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年鳥取県条例第57号）の規定によりなお従前の選挙区によるものとされる当該従前の選挙区を含む。）における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条

第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成18年6月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,872
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,933
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,702
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,652
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,068
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,045
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,010
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,344
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,998
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,114
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,042
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,559

## 公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成18年6月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの。

### 2 試験の日時

平成18年8月31日（木）午前9時30分から正午まで

### 3 試験の場所

次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2）
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂（米子市糺町一丁目160）

### 4 試験科目及び実施方法

次の科目からそれぞれ四肢択一式により出題する。

(1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学

(5) 食品学 (6) 食品衛生学 (7) 調理理論

#### 5 受験手続

##### (1) 書類の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所若しくは鳥取県西部総合事務所の生活環境局又は鳥取県日野総合事務所福祉保健局（以下「生活環境局等」という。）とする。

##### (2) 提出書類

ア 受験願書

イ 中学校以上の学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外の者については、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

##### (3) 受験に関する書類の提出期間

平成18年7月3日（月）から同月14日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成18年7月14日（金）までの消印のあるものを有効とする。

#### 6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100円

##### (2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

#### 7 合格者の発表

合格者の受験番号を平成18年9月21日（木）に生活環境局等において掲示するとともに、食の安全・くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3244>）に掲載する。

なお、合格者には、平成18年9月21日（木）に通知する。

#### 8 その他

(1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 受験の詳細についての問合せ先は、次のとおり。

・食の安全・くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目220	(0857 - 26 - 7247)
・東部総合事務所生活環境局	鳥取市立川町六丁目176	(0857 - 20 - 3677)
・中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町2	(0858 - 23 - 3117)
・西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目160	(0859 - 31 - 9321)
・日野総合事務所福祉保健局	日野町根雨140 - 1	(0859 - 72 - 2039)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第135条の3第1項第4号の規定により、次のとおり公告する。

平成18年6月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	所在地	物品の名称	物品の内容
用瀬電機株式会社 代表取締役 若林 一夫	鳥取市用瀬町用瀬7 - 2	バリエール	抗ウイルス性を有する不織布マスク
青谷和紙株式会社 代表取締役 谷口 博文	鳥取市青谷町河原575 - 1	立体漉き和紙照 明器具及び機能 性和紙商品	立体漉き和紙照明器具（電気スタン ド等）、和紙スクリーン（間仕切り）、 機能性和紙壁紙、プリンター用和紙、 賞状用紙

